平成２９年（フ）第３７０号
岡山市北区神田町１丁目12番24号　ラ・メール神田207号
債務者　宮林　英明
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２９号
岡山県瀬戸内市邑久町向山84番地４
債務者　片岡　正子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８３号
静岡県磐田市新貝2145番地４　ＶｉａＬａｔｅａ103号室
債務者　北田　　孟
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３８４号
静岡県磐田市福田中島1277番地
債務者　山田雅彦こと　ヤマダ　セルジオ　マサヒコ
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４００号
静岡県浜松市中区曳馬２丁目２番１号、前住所静岡県浜松市中区船越町44番11号　ハイツコーエー　202
債務者　渡邉　正男
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７６１６号
東京都調布市深大寺北町２丁目44―３　サンライズⅡ　101
債務者　下村　清治
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１１４号
横浜市泉区中田西１丁目６番30―101号
債務者　安藤　順子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１９６号
神奈川県藤沢市長後1176番地の１
債務者　甲地まき子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３０７号
横浜市青葉区しらとり台17番地62　メゾンＹＵＫＩ　201
債務者　本間　実季
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２５８号
横浜市港南区笹下５―11―48フローラルハイツⅡ108、住民票上の住所岩手県盛岡市津志田27地割35番地29
債務者　武田　勝美
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２７６号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目23番12号　第二文化荘201号（前住所）
債務者　白川久美子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２９９号
神奈川県鎌倉市長谷２丁目６番47号
債務者　加藤勢津子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３１０号
神奈川県綾瀬市寺尾西１丁目１番７―306号
債務者　篠原　子佳
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２６号
栃木県足利市錦町17番地　錦町団地12―48
破産者　中村　　健
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第６４３号
神奈川県厚木市関口436番地３　ソレイユ楠110
破産者　濱松　葉子
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部